

『中小企業省力化投資補助金』のご案内

本補助金は人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。補助金概要は以下の通りです。

●補助対象事業

①カタログ注文型（随時申請受付中）

人手不足の中小企業などが、省力化製品を**対象製品のリスト（カタログ）から選んで**導入し、**販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」**を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

※カタログは随時更新予定のため、事務局ホームページで最新のものをご確認ください。

カタログ注文型

随時申請
受付中

● 補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

● 申請から事業完了までの流れ

公募（随時）

カタログ
販売事業者を選択
販売事業者と共同申請

補助金の採択・交付決定

補助事業実施期間

補助事業開始
確定検査
補助金請求
補助金支払い

終了後

効果報告（3年間）

● 補助率と補助上限額

※ 令和8年3月19日（木）の申請から、補助上限額を拡充！

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2	500万円※	750万円※
6～20名		750万円※	1,000万円※
21名以上		1,000万円	1,500万円

各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。2回目以降の申請における補助上限額は【上記の補助上限額×2-前回までの累計交付額】とします。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+3%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.0%）以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。※上記②は令和8年3月19日（木）以降に申請の方を対象とした適用要件です。令和8年3月16日（月）以前に申請の方は、旧制度の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

※令和8年3月16日（月）以前に申請の方は、その申請に限り旧制度の補助上限額が適用されますのでご注意ください。詳しくは下記ホームページの「公募要領」「応募・交付申請の手引き」をご確認ください。

②一般型（第8回公募 申請受付9月中旬～10月中旬、採択発表2月上旬予定）

人手不足の中小企業などが、省力化効果のある**オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステム**などを導入し「**労働生産性 年平均成長率4%向上**」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

一般型

公募回制

● 補助対象となる事業

中小企業などが省力化効果のある**オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステム**などを導入し、「**労働生産性 年平均成長率4%向上**」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

基本要件

- 労働生産性の年平均成長率が4%以上増加
- 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加
- 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など（従業員数21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。

※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

● 申請から事業完了までの流れ

公募（公募回制）

事前準備
公募開始
申請受付開始
審査

交付手続き

補助金交付候補者決定
交付申請
交付決定

補助事業実施期間

補助事業開始
確定検査
補助金請求
補助金支払い

終了後

効果報告（5年間）

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 小規模・再生 2/3	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名		3,000万円	4,000万円
51～100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請時の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※小規模・再生事業者は除く。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

一般型は新潟県よろず支援拠点生産性向上支援センターに相談し、事業計画書の作成を行うと審査において加算措置が受けられます。【相談お問合せ】TEL025-246-0058（月曜～金曜 9:00～17:30）

補助金に関するお問合せ

中小企業省力化投資補助事業コールセンター

TEL：0570-099-660（月曜～金曜 9:30～17:30）



詳細スケジュール、公募要領等はこちら